

2021（令和3）年11月25日

立憲民主党 様

すべての水俣病被害者を一日も早く救済するために、

熊本地裁の「審理計画（案）」に応じるよう国へ働きかけていただく要望書

水俣病不知火患者会
会長 岩崎 明男



ノーモア・ミナマタ第2次国賠訴訟原告団・弁護士

原告団長 森 正直

弁護士長 園田昭人

連絡先：水俣病不知火患者会内

〒8867-0045 熊本県水俣市桜井町2-2-20

電話 0966（62）7502

FAX 0966（62）1154

晩秋の候、御党におかれましては、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃より水俣病問題をはじめ国政全般にわたり、国民の命と暮らし守るためにご尽力いただいておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、水俣病の公式確認から、熊本では65年、新潟では56年という長い年月が経過しました。しかし、いまなおすべての被害者救済のめどはたっていないのが実情です。

私たちは、すべての水俣病被害者の救済を求めて、2013年6月に熊本地裁に「ノーモア・ミナマタ第2次国賠訴訟」を提訴し、同地裁においては現在1,400名を超える原告がたたかい続けています。訴訟は、熊本地裁のみならず、大阪、東京、新潟の各地裁に広がり、原告は全国で1,750名を超えました。

提訴から8年という長い年月が経過しました。熊本地裁の原告たちの平均年齢は73歳を超え、判決を受けることもなくすでに150名以上の原告たちが亡くなっています。

本年9月27日、熊本地裁は、原告たちの高齢化と審理が長期にわたっている状況を踏まえ、2023年3月に同訴訟の審理を終結することを内容とした「審理計画（案）」を示しました。私たちは、同地裁の審理を促進する姿勢に敬意を表し、計画案に同意する旨の意見書を提出しました。しかし、同月29日、国、熊本県及びチッソは、この計画案に異議を唱える意見書を提出しました。

被告国、熊本県及びチッソは、水俣病を発生・拡大させた加害者です。

水俣病被害の加害者である被告らは、審理促進のために、真摯に対応し、努力することこそが当然の責務ではないでしょうか。

本年12月15日には、熊本地裁において、口頭弁論期日と進行協議期日が予定されており、この場で何としても同地裁が示した計画案を確定する必要があります。

そのために、ぜひお力添えを心よりお願い申し上げます。

苦しみ続けるすべての水俣病被害者たちを一日も早く救済するためには、政治の力が不可欠です。

下記要望事項について、積極的にご検討いただき、すべての水俣病被害者救済のために政治的なリーダーシップを発揮していただきますよう心からお願い致します。

要望事項

熊本地裁が示した「審理計画（案）」に応じるよう国に働きかけてください。

以上